

議案第42号 会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する
条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

令和7年2月定例会議に提出された議案第42号 会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、持続可能なごみ処理体制の構築とゼロカーボンシティ会津若松を実現し、次の世代に住みよい環境を引き継いでいくため、家庭から排出されるごみ処理の有料化を導入し、それに伴う家庭系ごみの排出方法を定めることについて、所要の措置を講じるための条例である。

市は、平成28年4月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、また、令和3年4月の改訂において、燃やせるごみの排出量を1日当たり82.1トンとする目標を定め、ごみ減量の取組を推進した。そして、新ごみ焼却施設の供用開始が令和8年3月と迫る中、市は、令和6年5月にごみ緊急事態を宣言し、同年6月から11月までを緊急減量期間と定め、更なるごみの減量に取り組んだところである。しかしながら、これらの取組を行っても、目標とする「前年同月比12%以上減」には届かず、今回の条例の提案に至った。

ごみ処理の有料化は、次世代に過度な財政負担を残さないよう、新ごみ焼却施設の焼却能力に合わせた燃やせるごみの排出量とするため、また、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向け、廃棄物由来の温室効果ガスを削減するため、さらには、ごみ減量に対する市民の意識を向上させるための手段であると理解できる。しかし、ごみ緊急事態宣言後も、目標に届かなかった背景には、本市を取り巻くごみの現状やゼロカーボンシティ会津若松の取組が市民に十分に

周知されていなかったこと、理解はしても行動までには結びつかなかったことなどが考えられることから、市の取組が十分であったとは言い難い。あわせて、物価やエネルギー価格の高騰、今般の大雪災害の影響などで市民の生活は疲弊しており、このような時期に家庭ごみの処理有料化を導入するのであれば、市民の直面している現状に十分に配慮されたものでなければならないと考えることから、下記の5点を求めることを決議する。

記

- 1 ごみ処理手数料の有料化には、市民の協力が必要不可欠であることから、市は、ごみを減らすことによる効果や意義、家庭ごみの処理手数料及び有料化に係る手法等を市民に周知徹底するとともに、十分な説明責任を果たすこと。
- 2 ごみ処理手数料の差額については、今後、基金を設置していく方針が示されているが、基金の目的及び使途を明確にした上で、使途と運用実績を公開すること。あわせて、基金については、使途と運用実績を定期的に検証することで、常に市民にとってより良い制度となるようにすること。
- 3 家庭ごみ処理有料化の導入による経済的な影響への対策として減免制度の方向性が示されているが、対象の設定に当たっては、生活保護や児童扶養手当の受給世帯だけでなく、幅広く社会的に弱い立場の方にも配慮すること。また、社会的に弱い立場の方だけでなく、ごみ減量に対する市民の努力に応じて、十分配慮した取組とすること。
- 4 今回の条例改正における対象は家庭系廃棄物についてのみであ

るが、市民の間で不公平感が生まれないよう、事業系廃棄物についても現状を十分に精査し、指導監督などを徹底すること。同時に、家庭ごみ処理有料化の導入により不法投棄や不適正排出が増加しないよう、対策を行うこと。

- 5 生ごみや紙おむつなどの資源循環型に向けた再資源化の取組が不十分であることから、持続可能なごみ処理体制の構築、ゼロカーボンシティの実現及び次世代への住みよい環境の継承に向けて、更なる取組を行うこと。

令和 7 年 3 月 18 日

会 津 若 松 市 議 会